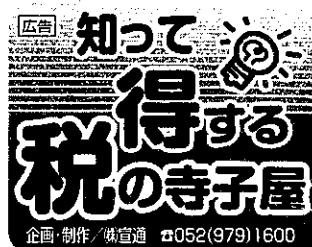


2015年(平成27年)4月23日(木曜日)



Q マイナンバー制度がスタートすると聞きました。税の分野でも活用されるのでしょうか？
 そうですね。税の分野でも活用されることになるのか教えて下さい。

A マイナンバー制度は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律により運用され、今年10月からマイナンバー(個人番号)が住民票を有する国民や外国人に国から通知され、来年1月から利用が開始されます。法人にも法人番号が付与されます。

このマイナンバーは、まず社会保険・税・災害対策の各分野から利用が始まることになっています。

税の分野では、来年1月から最初に国税分野で税務署へ提出する申告書、法定調書などにマ

ナンバーの記載が求められます。都道府県へ提出する法人二税の申告書へは平成28年1月以降に開始する事業年度から、市区町村へ提出する給与支払報告書へは平成29年1月から、それぞれマイナンバーの記載が求められる予定です。

マイナンバーは本人確認のための重要なデータであり、給与の支給を受けているすべての者は給与支払者に本人だけでなく扶養親族のマイナンバーも伝えなければなりません。

また、マイナンバーを取り扱わなければならない個人事業主や法人は、その管理に最大限の厳格さが求められることになります。

今回答えて頂いた先生



神谷 研氏
 神谷研税理士事務所
 (東海税理士会所属)

“赤ひげ事務所”と呼んでください。どんなことでも、「あつそつだ神谷にちょっと相談してみよう。頼んでみよう。」と頼れる身近で“便利な秘書”。「情報の宝庫」。インターネット会計、海外進出支援、他土業ネットワーク、特殊業種や決算予測会計、資産税にも明るい“安心”事務所です。
<http://kentax.gr.jp>

税理士 神谷 研
 ●東海税理士会所属
神谷研税理士事務所
 〒465-0802 愛知県稲沢市神谷町1-1-1
 TEL 0566-77-2099

☎(0566) 77-2099